



水道 検針員、料金徴収委託員を募集！

応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内または近隣市町に居住されている健康な方 ● 自家用車での検針業務および集金などが可能な方 ● 男女は問いません
業務内容	ひと月に10日程度(毎日ではありません) 水道メーターの検針、納付書配布、集金など 市水道事業の一部を請け負う個人の委託契約
報酬	月152,130円(ただし、2カ月間(見習い期間)は7割) ※健康保険、厚生年金、雇用保険の三法および交通費の支給はありません。
提出書類	写真付き履歴書1部(市販様式で提出可)
委託期間	9月1日(木)から(予定)

問合せ
上下水道課管理係
☎32-2218



万が一の災害に備えて

問合せ
防災対策係 ☎ 32-2211

これから台風シーズンを迎えます。
万が一の災害発生に備え、次のポイントを
押さえ準備しましょう。



「備蓄品は十分ですか？」

- ◆ 3日以上以上の備蓄をしましょう。
平時より、自宅避難に備え食料や水などの備蓄をしましょう。備蓄には定期的に消費して買い足す方法が効果的です。

「指定避難所などの避難先は確認できていますか？」

- ◆ 指定避難場所や危険箇所を把握しましょう。
災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。赤平市防災マップなどを確認して、指定避難所や危険箇所などをあらかじめ確認しておきましょう。
- ◆ 学校・公民館だけが避難先ではありません。
安全な親戚・知人宅に避難することも考えましょう。
- ◆ 感染症対策の準備をしましょう。
マスク・消毒液・体温計はできるだけ自分で準備しましょう。
- ◆ 避難時の持ち出し品を確認しましょう。
持病の薬やお薬手帳など、避難所生活で必要になる物を事前に確認しておきましょう。
- ◆ 避難とは[難]を[避]けることです。
安全な場所にいる人が、指定避難所に行く必要はありません。
- ◆ 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。
やむを得ず車中泊をする場合は、換気などの実施と共に、浸水しないよう周囲の状況などを十分確認しましょう。



information 年金

問合せ

戸籍年金係 ☎32-1823

砂川年金事務所 ☎52-2144

国民年金の加入手続き・ 保険料免除申請などの電子申請を開始します

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請については、マイナポータルを利用した電子申請ができるようになりました。申請には、マイナンバーカードが必要となります。

また、申請結果もスマートフォンなどで確認することができますので、お手続きの際はぜひご利用ください。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

対象手続	①国民年金 第1号被保険者加入の届出 ※退職後の資格取得、種別変更
	②国民年金保険料 免除・納付猶予の申請
	③国民年金保険料 学生納付特例の申請

☑電子申請には次の3つのメリットがあります。

- その1 24時間365日、申請ができます！
- その2 スマートフォンから申請できます！
- その3 処理状況も申請結果も確認できます！

まずはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。

手続きにはマイナンバーカードとその受け取り時に設定したパスワードが必要です。

- ▶利用者証明用 電子証明書パスワード(数字4桁)
- ▶券面事項入力補助用パスワード(数字4桁)

利用者登録は

コチラから➡

<https://myna.go.jp>



マイナンバーカードの出張申請

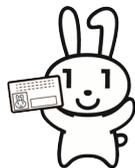
問合せ

戸籍年金係 ☎32-1823

☑出張申請ってなに？

市役所の職員がご指定の場所に出張し、マイナンバーカードの申請を受け付けるものです。

申請書の記入をお手伝いするほか、**無料で顔写真の撮影も行ない**、出来上がったカードはご自宅に郵送します。



出張申請ご利用の流れ

- ①企業・団体内で申請希望者を募集してください。(おおむね10名以上)
- ②市役所担当部署へご連絡ください。日程・会場・当日参加される方の調整を行ないます。
- ③ご指定の会場に職員が訪問し、申請を受け付けます。
- ④出来上がったマイナンバーカードを郵送しますのでお受け取りください。

マイナンバーカードは何に使えるの？

- ▶マイナンバー(個人番号)と本人確認が1枚のカードで可能になります。
- ▶特定の医療機関で、健康保険証としてご利用できます。
- ▶マイナポータルなど、各種行政手続きのオンライン申請にご利用できます。

マイナポイント第2弾も開催中(合計で最大20,000円分のポイントがもらえる！)

【対象】

- マイナンバーカードを取得した方のうち、マイナポイント第1弾に申し込まれていない方
 - マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みを行なった方
 - 公金受け取り口座の登録を行なった方
- ※9月末までにマイナンバーカードの申請を行なった方が対象となります。この機会にぜひ申請をご検討ください。